

堺市監査委員公表第20号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立人権ふれあいセンター)	
監査実施期間	令和3年8月2日 ~ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	市民人権局 人権部 人権企画調整課 指定管理者：JSAグループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、水質検査業務及び廃棄物処理業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。</p> <p>[調理室の利用状況について（意見）]</p> <p>人権ふれあいセンターの施設の一部である調理室の利用状況を確認したところ、平成30年度の稼働率は6.9%、令和元年度は6.4%（なお、令和2年度は1.0%）と、</p>	<p>今回の御指摘を受け、令和3年10月26日付で市へ第三者への一部業務委託の承認申請を行いました。</p> <p>今後は、第三者への一部業務委託が発生した場合には、市への承認申請を行い、承認を得た上で業務を行います。</p> <p>当該業務について、令和3年10月26日に指定管理者から第三者への一部業務委託承認申請書が提出され、委託先、業務内容と契約金額等を確認した上で、10月29日付で承認を行いました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づき、承認手続の必要な業務について適正な事務処理を行います。</p> <p>調理室の稼働率の向上については、料理教室の実施回数の増加や新しい事業の創出など、所管課と協議しながら、調理室の有効活用について検</p>	<p>指定管理者</p> <p>人権企画調整課</p> <p>指定管理者</p>

<p>コロナウイルス感染症による施設利用低下の影響を受ける以前から、低い稼働率となっていた。</p> <p>施設利用者及び他の市民も含めた幅広いニーズを把握し、各種イベントの企画や利用方法を見直すなど、より有効活用されるよう検討されたい。</p>	<p>討します。</p> <p>指定管理者の実施する事業において、調理室を利用した新たな教室・講座の実施や、貸館の促進等、調理室の有効活用について指定管理者とともに検討を進めます。</p>	<p>人権企画調整課</p>
<p>[建物の水漏れの状況について（意見）]</p> <p>現在の人権ふれあいセンターの建物（附属設備を除く建屋の建築費：13億4,515万円）は、平成27年4月に供用開始され、それから令和2年度末で6年しか経過していない。</p> <p>しかし、令和2年度の事業報告書によると、建物内で雨天時の水漏れが合計21回も発生していた。また、水漏れへの対応状況は、全て「経過観察中」と記載されており、解決には至っていなかった。令和元年度以前の事業報告書も確認したところ、水漏れは平成27年度に6回、平成28年度に2回、平成29年度に3回、平成30年度に2回、令和元年度に10回発生していた。</p> <p>所管課によると、施設の維持管理を行っている指定管理者がまず水漏れに対応しているが、建物の設計及び施工管理を行った建築部にも状況を確認してもらい、建築部が建物の施工業者にこれまで度々修繕を行わせてきたとのことである。</p> <p>現時点では水漏れの原因が特定</p>	<p>水漏れの発生時には指定管理者から詳細な現場の状況を含めた報告を受け、今後も、指定管理者や建築部等関連部署と情報交換を積極的に図り、適切な施設の維持管理を行います。</p>	<p>人権企画調整課</p>

<p>されておらず、水漏れが発生する状況が続けば、本市の財産である建物の耐久性を著しく低下させるおそれがある。関連部署が水漏れの原因特定と根本的な対策を講じられるよう、所管課は指定管理者から水漏れ対応に要した手間や費用の状況等、現場の状況についてきめ細かく報告を受け、把握するよう努められたい。</p>		
---	--	--